

加入者の皆様へ

近畿日本ツーリスト健康保険組合

人間ドック補助金支給対象条件の改定について

表題について、令和4年度から人間ドック補助金支給対象条件を改定いたしますので、下記内容をご確認ください。

記

1. 改定

【現行】

- ①受診日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）において満35歳以上の年齢に達する被保険者および被扶養者
- ②前年度の「定期健康診断」または「特定健康診査」を受診した方
（ただし、海外駐在等の理由により日本国内で前年度に受診できなかった方は除く）
- ③人間ドック受診日が最新の「定期健康診断受診日」または「特定健康診査受診日」から6ヶ月以上の期間が空いている場合（ただし、胃の内視鏡検査のみを受診される場合には、6ヶ月の間隔は必要ありません。）

【改定後】

- ①受診日の属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）において満35歳以上の年齢に達する被保険者および被扶養者
- ②前年度の「定期健康診断」または「特定健康診査」を受診した方
（ただし、海外駐在等の理由により日本国内で前年度に受診できなかった方は除く）
- ③**全文削除**

2. 改定理由

人間ドック補助金支給制度は、ガンの早期発見と早期治療を目的として設けられた制度です。昨今は、医学の進歩によりガンの早期発見による治療は高確率で完治することが可能であり、「定期健康診断」または「特定健康診査」の実施後6ヶ月の人間ドック受診は状況によってはリスクを生じる可能性があります。今改定は、早期治療を目的とし③の全文を削除いたします。

3. 適用開始日

令和4年4月1日以降の受診から適用する。

4. その他

その他の支払金額の上限、手続き等については、当健康保険組合HPの記載のとおり変更はありません。

(以上)